

# 各務原市下水道排水設備工事責任技術者の申請について

排水設備工事は、市長が指定した下水道排水設備指定工事店でないと行うことができません。その指定要件として最も基本的なものは、その排水設備工事の設計施工に関し、技術面において責任を持たせることができる技術者（市に登録した排水設備工事責任技術者）が専属していることです。この排水設備工事責任技術者の登録の申請の受付を、次のとおり行います。

## 1. 排水設備工事責任技術者の登録条件

（以下「各務原市下水道排水設備指定工事店規程」より抜粋）

- （1）岐阜県下水道協会が実施する責任技術者認定試験に合格し、同協会の資格認定者名簿に登録されていること。
- （2）次のいずれにも該当しないこと
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権していない者
  - イ 責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者
  - ウ 精神の機能の障害により責任技術者の責務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

## 2. 登録の申請に必要な書類

No.	提出書類
1	責任技術者登録申請書（様式第7号）
2	誓約書（各務原市下水道排水設備指定工事店規程）
3	住民票の写し
4	代表者の経（履）歴書（写真付き）
5	排水設備責任技術者認定証の写し

## 3. 責任技術者の責務

（以下「各務原市下水道排水設備指定工事店規程」より抜粋）

- （1）下水道に関する法令、条例、規程、その他市長が定めるところに従い、排水設備工事の設計、施工及び監理に当たらなければならない。
- （2）排水設備工事の市完了検査に立ち会わなければならない。

#### 4. 登録の効力等

責任技術者の責務に反したとき、又は業務に関し不誠実な行為等があったときは、登録の取消し、又は一定期間指定を停止することがあります。

#### 5. 異動の届出

**認定証の書き換え**などで申請内容に変更があった時は、必ず登録異動届出書（様式第9号）を提出してください。登録異動届出書を提出しないと専属している指定店の指定が失効する場合があります。

◆詳しくは、各務原市水道部下水道課 下水道計画係へお問い合わせください。

TEL：058-383-7114 FAX：058-371-3140